左記廿名ニ対シ内容証明郵便ヲ以テ辞任ノ通告セリ

小井上雄市　光岡好朗　勝田市郎　柴田春吉　関川孝二門
近藤文太郎　窪田独蔵　小谷主英　小川又四郎　新宮実　尾
建石光雄　長島新之助　山下光景　石上敏雄　小林快一
谷本松太郎　渡木井文三郎　秦良岡哲郎　鎌谷栄芳　小松為三郎

右及申ノ通一斉候也

別紙ノ

勤務手当支給ニ関スル書

左ノ勤務手当ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ改正シ又ハ廃止シ新ニ勤務手当ヲ制定スルノ件

一、勤務者ハ日給ノ廿日分ヲ支給シ以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給ノ二日分ヲ支給スルコト

二、皆勤手当制定ノ件

満一ヶ月勤務者ハ日給ノ六十日分ヲ支給シ以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給四日分ヲ支給スルコト

三、一ヶ月皆勤手当改正ノ件

一ヶ月皆勤者ニ対シテハ日給ノ六日分ヲ支給スルコト

四、六ヶ月皆勤手当改正ノ件

六ヶ月皆勤者ニ対シテハ日給ノ七日分ヲ支給スルコト

五、出勤時間改正ノ件

但第七條中五分ヲ十分ニ改ムルコト

六、勤続五年ニ付キ手当十四日分以上ヲ支給スルコト

七、健康保険傷病手当金ニ関スル件

傷病手当金取下ニ対シテハ会社ニ於テ一時立替スルコト

八、四大節及ビ一月三日ハ日曜日ト雖モ一会社ノ都合ニ依リ出勤スル場合ハ第